

令和4年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月7日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

	2番	芝間 教男	3番	中島 健男	
4番	中村 茂弘	5番	森澤 文王	6番	今井 清
7番	村田 桂子	8番	榎本 真弓	9番	森本 信明
10番	滝沢寿美雄	11番	今井 英昭	12番	田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 1番 今井 健児

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳 副町長 小平春幸 教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美 町民課長 荻原義行 企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊 建設環境課長 篠原英男 産業振興課長 今井一行
会計管理者 羽場厚子 たてしな保育園長 山口恵理 庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井巻男

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏 書記 伊藤百合子

散会 午前11時23分

議長（田中三江君） おはようございます。これから、本日3月7日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な質疑、答弁による会議時間の短縮に配慮願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第2号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第2号 立科町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。この議案第2号は、初めて制定されるわけですが、町長はじめ町職員まで含めた賠償責任を求めている、決めるものなんです、これが制定された、法律ができて、それで条例も制定だということ伺っているんですけど、この制定の背景というのはどういうことでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

自治法の改正の背景といたしましては、住民訴訟制度の対象となる町長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合についても、町長等が個人責任としては多額の責任を追及されることがございまして、これによって大きな心理的不安を抱いて、職務の執行において萎縮が生じる可能性があることから、この萎縮効果を低減させる目的で、会社法等における役員等が軽微な過失である場合の損害賠償責任を軽減する仕組みを参考に見直しがされたという、このような背景がございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） それぞれ町長6倍とか書いてあるわけですが、それぞれ今の段階でのマックス、これまで賠償責任があるという金額をお知らせください。

もう一つ、町の職員とありますけれども、ちょっと調査不足で申し訳ないんですが、どの職員までが対象になるのでしょうか。職務命令を受けて執行した人には全くその責任はないかなとは思いますが、どこまでが問われる職員ということになるのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 1点目のご質問は、賠償額の、例えばどれくらいの金額までというところよろしいでしょうか。例えば、もし町長が町に対して1億円というような、仮に損害賠償責任が命じられた場合については基準給与年額、これについては町長が1年間に受ける給与、一部手当等控除される予定になっておりますけれども、こちら

がもし1,000万円であったと仮定するとすれば、この6倍の6,000万円が損害賠償責任額と。それを越えた4,000万円については免責がされるというような、このような計算方式になりまして、個々の給与年額によりまして、その賠償金額は異なるというところでございます。

そして、もう一点目でありまして、1点目もう一度、(発言の声あり)対象の職員ですね。こちらにつきまして、対象の職員とございますけれども、これについては町長以外の職員、全ての職員に適用がされるということによりましてお願いいたします。

以上です。

議長(田中三江君) ほかにございますでしょうか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第3号

議長(田中三江君) 日程第2 議案第3号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第4号

議長(田中三江君) 日程第3 議案第4号 立科町消防団条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

7番、村田桂子君。

7番(村田桂子君) 村田です。今回1,500円の出動報酬ということだったんですが、これまでも手当が出ていたと思うんですが、この手当と報酬とどう違うのか、ご説明お願いします。

議長(田中三江君) 齊藤総務課長。

総務課長(齊藤明美君) お答えいたします。

今回改正によりまして、出動報酬ということで改めをさせていただきました。こちらにつきましては、これまで費用弁償として支払われておりました出動手当とは異なり、出動したことに対する報酬として支払われるということで明確にされたものでございまして、こちらについては給与等として扱われ、所得税の課税対象とされたということでございます。

以上です。

議長(田中三江君) ほかに質疑はございますか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第5号

議長（田中三江君） 日程第4 議案第5号 立科町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第6号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第6号 立科町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。この条例改正は、国保税の中から資産税をだんだん減じていくと、やがては廃止するということで提案されているというふうに承知しています。

それで伺うのは、一つは資産割を減じた場合の影響額が幾らかということと、国保税総額は県に納入をする形になっていますけれども、その不足分をどうするのかということと、今後の見通しです、どうされるのか、かなり影響も出てこようかと思うんですが、それについてまずお伺いいたします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず1点目ですが、今回の資産割の減額につきましての影響額でございますが、資産割を医療分、高齢者分、介護分の合計で3.42%の減額ということでございます。令和3年度12月現在の調定額、約資産割では1,160万円程度でございます。こちらから試算すると、令和4年度では約1割115万円程度の減額となると見込んでいるところでございます。

続いて2番目の、減少することでの財源的な対応をどうするのかというところでございますが、資産割を下げることで減少する国保税につきましては、応能と応益のバランスを見ながら、納付金額の確保のためには、やはり所得割等の区分の税率を見直す必要がございます。今後、基金の取崩しも含めまして調整をしていきたいというところでございますが、今回、令和4年度資産割のみ減額をさせていただきました。これにつきましては、新型コロナウイルスの影響等もございまして、今回は増額とせず資産割の減額だけにとどめたという経過がございます。

今後につきましては、これらの要因のため、来年度の調定額につきましては、令和5年度以降からの今後につきましては、今年度並みの金額が確保できるよう状況を見ながら税率の割合を調整をさせていただければと、毎年度見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。まず、この資産割の減少については、ご高齢になって、土地を持って、なかなか仕事ができない、収入が上げられない方にとっては朗報かなというふうに思っておりますが、来年度については、所得割や均等割なんかには影響させないということだったので、コロナの段階ではその判断でいいかなというふうに思うんですが、今後の問題として、所得割がこれで増えてくるようになると、若い世代なんかに影響が及ぶのではないかなということが懸念されるので、それについてのお考えがあったらお願いしたいと思います。

それから、もう一つですが、今度未就学児の均等割の減額について、違う質問になりますが、これは長年の運動で子供が多ければ多いだけ均等割がかかるというのが、社会保険に比べて国保が重い大きな原因になっているということをやっと指摘し続けてきました。

それで、未就学児についての減額に踏み切ったということは評価したいと思いますけれど、まずこれの、そうはいつでも均等割が減る分が影響額としてはどのくらいあるのか。そして、町の影響額がどのくらいあるかということと、それから、それぞれ今回の条例に出されている医療分、高齢者支援分ですけど、それぞれの影響する世帯数、教えていただければと思います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

まず1点目の、今後につきましての所得割等の税率の見直しにつきましては、今後納付金の状況等も勘案しながら、応能応益のバランスも取りながら調整をさせていくというところでございますので、この場での見直しにつきましては、状況を見ながらということでご理解をいただければと思います。

続いて、未就学児の均等割の減額の影響額でございますけれども、3月1日現在で国保に加入されている未就学児につきましては30人という人数でございます、こちらの影響額でございますが、既に行われている軽減等につきましては考慮をしないで算出した場合、1名2万7,000円から1万3,500円、半額になるということで試算いたしますと40万5,000円の金額が減額になる見込みでございます。

こちらの40万5,000円の減額に対する公費負担でございますけれども、国が2分の1、県が4分の1ということでございます、町は直接とすれば10万1,250円の負担増ということでございます。

世帯数でございますけれども、申し訳ございませんが人数のみということで、ちょっと世帯については承知をしておりません。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第7号

議長（田中三江君） 日程第6 議案第7号 立科町観光施設条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。この条例に関してなんですけども、まず、現状とそこへ至った背景、次に、なぜ今改定を行うのか、3番目として、改定後このテニスコートの取扱いはどのようにするのでしょうか。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、このテニスコートにつきましては、昭和56年度のテニスコートの新設工事ということで建設を行い、次年度の57年度からテニスコートとしての利用を始めたということでありまして。

それで、実際の運営につきましては、町のテニスコート2面分なんですけど、その隣に4面分のテニスコートが白樺湖運動公園組合という組合で運営されるテニスコートがありました。この町の2面分の運営も併せて運動公園組合に委託をしていたという状況ということで、いろいろ調べてみたところそういう状況であります。

それで、実際の利用期間というのが、平成10年度までテニスコートとして利用がされていたようであります。その後、利用が止まっていたという状況なんですけれども、それで、隣側のほうの、要は白樺湖運動公園組合というところとの管理運営期間が、平成24年の3月までという契約が残ってございました。

本来ですと、その平成25年あるいは26年あたりに、まず整理をすることが一番適切、今となって考えてみますと、そのとき対応していくのが好ましかったのかなと思っ

ているところであります。しかしながら、しばらく様子を見るという一旦判断がされた経過もございまして、今に至っているということでございます。

それで、なぜ今かということなんですけど、まず、一番いつやればよかったという、先ほどの25年あるいは26年度あたりに対応していくのが一番適切だったんですけど、それがしばらくちょっと放置をしているような状況になってしまっていて、今現状なので、より早めな対応でやるということで今、今回条例のほうに提案させていただいて要対処をしたいと、そういう状況でございます。

それで、改定後、用途廃止した後どうなるかということなんですけど、これは観光施設としては廃止になりまして、いわゆる普通財産ということで、総務課のほうに所管は移管をして財産管理をしていくというような形になります。

以上でございます。

議長（田中三江君） 3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 3番、中島です。総務課のほうではそれを引き継いだ後、どのように検討しているのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

普通財産ということでございますので、通常の普通財産、町有地と併せて管理をしていくこととなります。適正な管理に努めたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。放置しておいたものを、気がついたので今回は廃止するということが分かりました。

それで、現在の現況はどうなっているのでしょうか。ここをまず伺いたいと思います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、今現在どうなっているかといいますと、現時点では町有地の一時貸付けという制度を利用しまして、近隣の事業者さんの駐車場ということで今は使っております。

なお、もう一年先方希望がありまして、令和4年度につきましても同様な形になる、今のところそんな予定をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 一時貸付けとして使っているのは、まずいつからだったのでしょうか。

それから、ここテニスコートで使われなくなった経過もちょっとよく分からないんですけども、料金のことなんですけど、一時貸付けということを議会のほうに報告されてないと思うんです。それはなぜしなかったのでしょうか。

本来テニスコート、無料で提供されているのかなと思うんですけども、一時貸付け、企業さんの駐車場みたいになっているんじゃないかなと思うんですけども、そういう場合は、一時貸付けの場合は、やっぱり何らかの手数料といいますか、それが発生するんじゃないかなと思うんですけど、そこの取決めはどうなっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） この駐車場は、当然無料で貸しているわけではなくて一時貸付け料、一時貸付けということで使用料をいただいております。

それで、この件に限らず、例えば駐車場の一部を現場事務所に使いたいとか、町有地の部分を工事なんかの現場事務所に使いたいということでの一時貸付けというのはあるんですけども、このケースは内部的に処理をしております、これはその都度議会の皆様に報告する事項ではございませんので、報告していなかったということでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） テニスコートというのは有料貸付けだったんですか。まずそこ確認しますけれども、それで、有料貸付けでない無料かなと私なんか思っていたんですけど、そこはまず確認しますが、名目テニスコートでありながら、一部の企業さんに貸付けをすると、そういうときは使用料がもらえるというのは、どういう法律というか条例に基づいてそれができるんでしょうか。そこの、実際がテニスコート、名目がテニスコートということでありながら、一時貸付けができるというのはどういう解釈なのかなというところを伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 当時の、先ほど最初に申しあげました白樺湖運動公園組合との契約の内容を見ていきますと、使用貸借ということになっておりますので、言ってみるとテニスコートの用地の、その組合とのやり取りにつきましては、無償ということになります。

それで、一時貸付けは行政財産の一時貸付けという制度でやっておりますので、法律というか条例というか、その扱いはそういう内容で取り扱っているということになります。

これまで、平成11年度からは、言ってみるとただ空き地状態でありましたので、今回、実は工事に伴った駐車場ということになっているんですが、これ、料金をその分、若干であってもいただける分があるので、ある意味有効利用という面もあるということで許可をして一時貸付けをしているという、駐車場として利用していると、そんな内容でございます。

以上です。（（いつからやっているんですか）の声あり）

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） あくまで一時貸付けということで1年単位ですので、実際には去年の、令和3年の5月頃からだと思います。要は1年です。（（5月）の声あり）
5月、はい、実際に使用しているのは5月からだと思います。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 賃貸料は幾らかということと、どのように算出されたかについて伺っておきます。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 時間をちょっとください。

議長（田中三江君） 少々お待ちください。

暫時休憩といたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時25分 再開）

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 時間をいただき申し訳ありませんでした。

平米が1,750平米分ということで、単価40円、7万円になります。この40円というのは、近隣の普通貸付けの賃貸料に近い数字ということで設定をさせていただいたということでございます。

以上です。（（それは月額ですか、月額が年額か教えてください）の声あり）

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） これは年額です。年40円が近隣の普通貸付けの金額であるということでもあります。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。6番、今井 清議員。

6番（今井 清君） 6番、今井です。内容なんですけど、条例の中でテニスコートとうたって、使用はテニスコートの使用ということで決められていると思うんですが、今回一時貸付けという形になると、ちょっと目的外使用という部分が触れるような気がするんですが、それについての解釈をお願いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、その状態につきましては、令和3年分についてどうなるかという解釈になろうかと思うんですけども、これは先ほど若干触れましたように、しばらくの間、利用のされていない土地であったということで、先ほど言った、たとえ7万円であっても若干の収入があるほうがいいだろうということの判断もあって、一時使用許可ということでの対応で許可をしたということでもあります。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今回これで廃止になって、町の財産という形になれば、当然次の使用については使用料をいただいて、特に町に対して不利益の講じないよというところが必要だと思うんですが、テニスコートの場合の使用料金から算定すると、その辺の料金決定が大分気になるところだと思うんですけど、その辺についてはどのようなことを考えて、今回廃止されるのか伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 廃止をするのは、言ってみるとテニスコートとしての利用が当面の間なかったもので、用途廃止をするということでもあります。

その後においては、もうテニスコートでここも今回設定をしている条例上のテニスコートの料金というのは、今後の対応については言ってみるとあまり関係のない数字であるのかなということで、先ほど総務課長のほうからも答弁ありましたように、今後は普通財産としての適切な料金対応を、貸付けをすればやっていくと。

令和4年については、先ほど若干言ったように、一時貸付けの継続をしたいと考えておりますので、金額については同様な金額になるのではないかとこのところであり
ます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 現状テニスコートとしてコンクリート打っているかな、土じゃないと思
うんです。当然整備されているところですので、ある程度仕様が今度違う形に使うと
すれば、状況それだけお金かけているところですので、当然費用面でも町の自主財源
の確保からすれば、なるべく高く貸付けされたほうがいいんじゃないかと考えるん
ですが、その辺の算定は考えていらっしゃるからお伺いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 令和4年度の一時貸付使用料につきましては、令和3年度同様
で対応を考えたいと思います。

その後においては、全く白紙のものとして、財政係のほうを中心に考えていって
いただくものということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中三江君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第8号

議長（田中三江君） 日程第7 議案第8号 立科町索道事業条例の一部を改正する条例制定
についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。今回、使用料の算定ということなんですけど、こ
の条例見ますと、前段に指定管理者が管理を行う場合において、利用者は別に定める
利用料金を納めるということで、それが前段としてあるわけでございますが、通常そ
れを指定管理者が管理するということになれば、当然除雪等の管理については指定管
理者が行うと私は解釈するんですが、その辺についてお伺いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 条例上のお話ございましたが、まず第6条の1項にございま
して、索道の運賃、それとその他の料金については別表のとおりとする。それを指定管
理者が行う場合には、この別表を基準として指定管理者が定めるということであり
ます。

それで、お話の出ました管理上のことです。これにつきましては、今年度についま
しては、今年度というか令和3年度につきましては、全員協議会のほうでもご説明い
たしましたように、町のほうで対応しているんですけども、令和4年度、これから

この運用におきましては、その辺の対応は協議をする上で対応をしてみたいと思います。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 当然指定管理者が管理するという事になっている、その前提じゃないとこれはやっぱり金額を取るといふわけにいかないと思うんです。通常の管理は、除雪等は当然管理していただかないと、除雪が町でやるとしたら、当然除雪料については指定管理者が払うべきだと私は考えるんですが、もう一度お願いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 今、言われている、いただいているご意見を前提に協議をしていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 私は何度かスキー場には足を運んでいるんですが、特に今回料金ということなんですが、国際スキー場は特に料金改定を行われた影響か、大変お客さんが客離れが進んじやっていると感じています。他のスキー場、近隣のスキー場はこんなに減っているところはないと思ひていまして、何回か違うところも行っているんですが、うちの国際スキー場に限っては、特にファミリー層がもうちょっと大分減ってしまっているという現実が目に見えているんです。ケーブルテレビも静止画像で、動画サイトで見れますから、普段見れるんですが、平日は特にお客さんはほとんど見受けられないような状況になっていると思ひます。

それで、ここへ来てまた駐車料金を上げるという形になると、またお客様離れが進んでしまうということが、当然お客さんが減ると料金収入に大きく影響すると思ひんですが、その辺について考慮されて今回これを出されているのかお伺ひします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） まず、駐車料金を今回徴収することができるという条例改正をお願いをしているわけですが、全ての駐車場を有料化するわけではございません。ごく一部の、ごく一部と言ひましようか、一部の駐車場について有料化として料金の徴収をすることができるようにするということでもあります。

それで、今回有料化するに当たりましても、要はお金を出してでも便利な場所に止めたいという要望が現実にあるというところで、あくまでお客様へのサービスの向上というふうに考えております。

それで、じゃあ国際スキー場でいきますと、近い駐車場から大駐車場に止めてもらうようになるかと思ひますが、この辺の送迎体制を取るということでもありますので、あくまでサービスの向上というふうに捉えまして、町では提案をさせていたひているということでもあります。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。指定管理者に料金徴収をということなんですけれども、まず、これまでお金を出しても近いほうがということのニーズが一定あるということなんですけれども、やっぱり町のスキー場ですから、できるだけ低廉で楽しめるということが大事かと思うんですけど、そこら辺の町の町有のスキー場であるという概念と、手数料収入をたくさん得たいという考え方の調整というか、そこをどう考えるかを一つ伺います。

それから、2,000円というのは上限だとおっしゃったんですけれども、逆を返せば2,000円まで加料できるということですよ。やっぱり、先ほどの第1問目と併せて、町の施設のスキー場であるということから考えると、2,000円という上限設定はあまりにも高いのではないのでしょうか。聞いたところによると、500円くらいでやっているところもたくさんあるみたいなんですけど、2,000円を認めたその背景は何か伺います。

3つ目は、収入見込みですよ、ここだけではなく、ほかの2 in 1のほうも併せて、合計4か所だと聞いております。大体幾らを見込んでいるのか、それを全部指定管理のものになってしまうのか、そこら辺です。この3つについて伺います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 町の施設である、町営のスキー場であるということは、ちょっと意味合いがあれなんですけれども、町営のスキー場を町での管理、経営ではなく、民間に指定管理という形で出しているということでございます。その中でサービスの向上に向けての対応ということでありまして、今回提案している。

その2,000円なんですけど、個人的なお話でいくと、私も高いなとは思っているところあります。この2,000円はなぜかという、現実に白樺高原国際スキー場の近隣の事業者さんが、自分の土地の中で2,000円という料金でやっているんだそうです。そこに合わせたということでございます。では、これは上限でもしかすると2,000円そのまま徴収になるかもしれませんが、その既存の設定している事業者さんを圧迫しないということの考慮があつての2,000円だというふうに聞いております。

あともう一点何でしたっけ。（見込み）の声あり）見込みは、これは数字を出してございませぬ。この有料化は、要はこの駐車料金を徴収して収益を上げようということではないと。ここで挙がっているものは、今の送迎車両であるとか、いろんなコストに回していくということありますので、収益目的ではないということ、その金額は出しておりませぬが、1日最大2,000円の大体1か所20台前後であります。それで、2 in 1スキー場が3か所という説明しているんですが、最終的に上と下ということで2か所ということのようであります。したがって、合計全体で見ますと3か所になろうかと思うんですが、3か所掛ける2,000円掛ける60台と計算をしての休日マックスでそのような形になるんですが、その具体的な数字はちょっと申し訳ありま

せんが、試算してございません。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 指定管理に任せた、民間のノウハウを活用して山を盛り上げるということなんですが、この間、民間のノウハウとって私たちに示されるのは金額の値上げしかないわけです。金額値上げるんなら誰だってできるじゃんという声も届いています。やっぱりサービスの向上で民間ならではの、例えばキッズはリフト利用料は無料にするとか、何かいろんなことがあるかと思うんですけども、まあそれはそれとして、一つそれは申し上げておきたいと思います。

それから、先ほどの私の質問が分からなかったみたいなんですけれど、指定管理者は、固定資産税は払うんですか。払いませんよね。確か町が納付金としてお願いする分しか入っていないと思います。一般の民間の人は、様々なものを払わなくちゃいけないから有料にするということも考えられます。それは一定の合理性があるわけですけど、町の施設を借りて運営しているわけですから、それほど収益を上げる必要があるのかということは一つ言えると思います。

また、町の施設であるということが、これまで駐車場が無料で、近くまで来られる無料駐車場があるということが、やっぱり一つの魅力になっていたんじゃないかなと思うんです。そのこととこの2,000円という額が、個人的には高いとおっしゃったんですけど、私は明らかに高いと思いますが、上限を高く設定すれば、高くそこまで収納できるわけです。ここはやっぱり町のスキー場をお貸しして運営してもらっているということを考えれば、もう少し低い値段に抑えることも可能なんではないですか。その考え方、町の考え方が入っているのかと。

さっき同僚議員も質問されましたけれども、よその民間を圧迫しないということと、これまではずっと無料で通してきたわけですから、やっぱりファミリーの皆さんがごく近く、子供を連れてだったら、遠いところから来るよりも近くにやっぱり降りてスキーを楽しみたいわけです。そういう利便性は確保されていたわけです。そういう点では有料になって、無料に向こうありますとおっしゃるかもしれないけど、無料で近くで降りることができた、そのサービスは後退するわけです。

そこら辺の考え方、町の施設を利用してスキー場を運営してもらっているんだというそのことと、この2,000円の上限設定というのは、私はちょっと矛盾するかなと思うんですけど、そこら辺に町の考えはないのかということをお伺いしたつもりなんですけど、いかがでしょう。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 2,000円、これは何度も言うようになりますが、上限でございます。その2,000円を設定した根拠というか考えにつきましては、先ほどお示しをしたとおりでございます。

それで、これは今後の实际的に運用していくときのことにも絡んでまいりたいと思えますけれども、これはあくまで上限だということで、今後いただいたようなご意見につきましては、踏まえる中で協議をしていきたいかなと思います。

それから、スキー場の駐車場が遠くなるとかいろいろご意見があるわけなんですけれども、もともと今回、特に白樺公園国際スキー場につきましては、今回有料化になるところについては、特に早くに来れる方、それからあそこに駐車場があるということが分かっている方、そういう方がどちらかというと言領よくという言い方はちょっとあれなんですけど、使われてきたということでもあります。

これまでも特に家族連れ等につきましては、そんなに早くに来れませんので、大駐車場のほうに止めて来られるケースが大多数だと思います。そういった皆さんにつきましては、逆に送迎サービスをつけていくということで、少なからずサービス向上につながるこのほうが大きいというふうに私は考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第9号

議長（田中三江君） 日程第8 議案第9号 立科町住宅改修資金特別会計設置条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第10号

議長（田中三江君） 日程第9 議案第10号 立科町住宅改修資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第11号

議長（田中三江君） 日程第10 議案第11号 立科町旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律対象地区住宅改修資金貸付条例を廃止する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第12号

議長（田中三江君） 日程第11 議案第12号 令和3年度立科町一般会計補正予算（第9号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。まず、20ページの基金について伺います。これ、旧保育園の売却部分を基金に積み立てるとのことなんですけれども、もう一度金額と、どこの基金に積み立てるかについて、ご説明をお願いします。これが1点目です。

それから、2点目は、ページ22ページのふるさと寄附金なんですけれども、ガバメントクラウドファンディングというふうに説明を受けました。実際はかなり更正減しているんですけれども、実際に何を目的にこのガバメントクラウドファンディングが創設され、どのように使われたのか、応募は幾つあったのか、その現況についてお聞かせください。

もう一点は、まず3つだけ質問しますのでお願いします。24ページの参議院選挙の経費です。194万6,000円が更正減されていますけれども、これはどんな準備、今年の7月の選挙なんだと思うんですけど、この3月までにどんな準備が行われてのこの執行残なんのでしょうか。この3つをまずお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） それでは、私のほうから、まず1点目の基金の積立ての関係でございます。20ページになりますが、公共施設等整備基金でございます。ここに1億3,000万円と今回積み立てをする予定でございますけれども、通常例年どおり公共施設等整備基金につきましては、今後の公共施設等の改修、老朽化に伴う整備を行うために1億円積み立てているものでございますけれども、今回につきましては、旧保育園2件分の売却益相当分ということで、茂田井保育園と若草保育園の売却益相当分3,000万円をここに積み増したものでございます。1億3,000万円でございます。

続いて、関連がございましたので、私の総務課関係で、選挙の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今年度実施をしまして、全て実績が整ったということで、全て減額をしているものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

ガバメントクラウドファンディングの実績により、今回2万1,000円の増額をしております。これは、地域の課題解決及び活性化を図ることを目的に、まず事業提案者を町のほうで募集しまして、今回1名1団体ございまして、ふるさと寄附金制度を活用してガバメントクラウドファンディングを行いました。それにより、そこに入った

ふるさと寄附金を活用して、事業提案者が事業を実施するために必要とする経費に対して、町のほうから補助金として出すものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 基金のこと、分かりました。

次に、ガバメントクラウドファンディングについては、1名だということ。これ一体総額どのくらい集まったのかということと、そうすると、その応募されたところは21万円だけが使われる、そういう計画だったんですか。どういう事業だったのかについてお聞かせください。

応募者が1名しかなかったというのは分かりましたけれども、これのまだこういう制度そのものがあまり知られていないと思うんですけど、どのようなPRをされたのかということも伺いたいと思います。

次、選挙のことなんですけれども、全て選挙が整ったということで更正減だということなんですけれど、参議院選挙に向けての選挙準備が全部終わって、これ執行残ということでもよろしいんですか。確認ですが、お願いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

ガバメントクラウドファンディングにつきましては、今回は21万円ということは増額でして、当初予算で80万円盛っております、今回補正予算で21万円ということで、合計110万円ということなんです。

集まった金額については、一応目標額ということで、目標額を125万円を設定しておりますので125万円、ちょっとこれ目標額達成したときに、最後の方少し上乗せした部分もございまして、125万円よりちょっと多い金額ということでございます。

どのような事業かということで、シラカバ林を守るという事業で、間伐等を適正に行って、白樺高原のシラカバ林を守って、それで、間伐したシラカバ林の皮を使ってクラフト、シラカバの樹脂を利用したクラフトをつくる、それを販売する等を行っている団体でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） ページ24ページの参議院議員の選挙の執行経費の件、再度ご質問でございますけれども、こちらの執行経費につきましては、昨年の4月の25日に行われました補欠選挙の実績でございます。議員ご質問の来年度につきましては、新年度予算に計上しているものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 次の質問をお願いいたします。24ページのその下のところで、コミュニ

ティ費ということで、権現の湯の事業経費が800万更正減になっておりまして、その下にパートタイムの報酬が75万円減額になっています。多分コロナの影響での休業とかそこら辺の影響なのかなと思うんですけど、これについてはどういうことで減額になったのかお聞きしたいんですが、やっぱりコロナと言っても、それは本人たちの責任に帰すべきものではないので、給料保証されるべきかなと思っているんですが、この中身聞いてみないと分かんないんですけど、どうして減額になったんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

このパートタイム会計年度任用職員の報酬7万5,000円の減額と、あとその下にあります費用弁償、これは通勤手当3万4,000円増えているんですけど、この減額については、年度途中で職員が1名退職して、新規職員採用を行ったこと、あとちょっと当初の見積もりの段階が大きかった、報償費が大きかったことで、今回ここまできて実績と見込みにより減額するものです。

先ほど議員が言われた閉館時間早めたり、権現の湯していますけども、それはちゃんと定期の時間働いていただいて、それによる減額ではございません。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで換気のため、暫時休憩といたします。再開は11時10分からです。

（午前10時57分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第12 議案第13号

議長（田中三江君） 日程第12 議案第13号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第14号

議長（田中三江君） 日程第13 議案第14号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑は

ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第14 議案第15号

議長（田中三江君） 日程第14 議案第15号 令和3年度立科町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第15 議案第16号

議長（田中三江君） 日程第15 議案第16号 令和3年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 村田です。

5ページの指定管理者納付金についてお伺いしたいと思うんですけど、この表によりますと、見込みより88万更正減——雑収入のところです。すいません。3,472万6,000円が入った形になっていますけれど、これはどういうことの積み上げでこの金額になったのでしょうか。お伺いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 議案の中身についてお答えをするという形でお願いしたいと思います。

指定管理者の納付金について85万4,000円の減額をする、それからその他雑入で2万6,000円の減額をする、トータル88万円の減額で、最終的な予算の見込額は3,472万6,000円になるということなんです。この指定管理者納付金の85万4,000円の中身といいたいでしょうか、内訳について申し上げたいと思います。

まず、マイクロバスを町が一旦保険料を使う形で利用していたんですが、いよいよ車が壊れたということで、廃車をいたしました。その関係の支出が、町としての支出が3万2,870円減りますので、納付金のほうも減ると。これが3万2,870円分です。

それから、町民シーズン券の差額の補填分ということで、提案説明の中で若干触れさせていただきましたが、町民のシーズン券については、当初、指定管理者の事業計画の中では設定をしておらなかったんですが、町民向けのサービスのためにということで議会の皆様方からも要望がございまして、その対応をお願いをしたということで、これは町民のいわゆる福祉にどちらかということと関係することでもございますので、指定管理者に負担させるものということではなくて、町でその分を補填しようということで、その差額の相当が82万400円になります。26名の方が購入頂いて、そのいろん

な組合せで、最終的に先ほどの82万400円になったというところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑ございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第16 議案第17号

議長（田中三江君） 日程第16 議案第17号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第17 議案第18号

議長（田中三江君） 日程第17 議案第18号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第18 議案第19号

議長（田中三江君） 日程第18 議案第19号 令和3年度立科町下水道事業会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第19 議案第20号

議長（田中三江君） 日程第19 議案第20号 令和3年度立科町水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第20 議案第29号

議長（田中三江君） 日程第20 議案第29号 蓼科・中尾辺地に係る公共的施設の総合的な整

備に関する財政上の計画の変更についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） この計画の4ページです。白樺高原観光施設の照明設備LED化事業についてです。

この計画、LED化にするんだという、その財源のことが書かれているんですけども、この照度、明るさについてのお考えというか、そこら辺はどのように研究されるのでしょうか。

4ページの上のところね。白樺高原観光施設照明設備LED化、分かりますか。

住民の方から指摘がありまして、立科町は夜、星が大変きれいだということで、星を見るということの一つの観光の目玉にしたらどうかと。町もそういうことも考えて、夜間、星を観察するっていう事業もやりましたけれども、それとの関係で、一定程度の暗いところもつくっておかなくちゃいけないとか、照明を消すことができるような設備の導入とかも必要なんじゃないかと。星の観察のときにはその一体を全面的に暗くするとか、そういうことが必要なんではないかというふうな、地理的な問題も指摘されているところです。

特に、蓼科園地なんかは星の観察に大変いいんだそうなんですけれど、そういうところは照度を低くしたりとかあるいはそこだけ電源オフにできるとか、そういうきめ細かな対応を考えてもらいたいっていうふうに意見として伺ってるんですけども、この計画をつくるに当たっては、そこら辺のきめの細かい対応、そしてまた、町が夜空の星の観察をするという事業と併せてどのようなご計画なのかを伺いたいと思います。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 議員のおっしゃられる要望につきましては、町の担当部署のほうにも参っております。

それで、今回のこの事業につきましては、全て更新でございます。新設をするわけではなくて、更新です。もともと水銀灯であるとかのあるものを、比較的環境にやさしいと言われるLEDの照明、また省電力にもつながるということでLEDに更新をしていくということでございます。

言われたような対応も、今、検討というか、要望を受けて考えてるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町民の声が届いていて、考慮中だということなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけど。

私も神奈川県からこちらに来まして、夜の空、大変星空が美しいことに感動しました。前、町職員も含めて、立科町のいいところをみんなで出し合おうというのが、D

MOだかなんかの研究会のときに、やはり夜空の美しさってのも、職員さんからも指摘されたことがありました。これをやっぱり誘客につなげるってのもとても大事なことでと思うんですけど、ぜひ更新の際には、星空観察ができるエリアというのを指定していただいたり、天文観察に影響が出ないような地域エリアを限定するとか、ぜひ、そういうきめの細かいこともお考え頂ければなというふうに思っておりますので、そこをもう一度だけお願いします。

議長（田中三江君） 今井産業振興課長。

産業振興課長（今井一行君） 今回の事業につきましては、繰り返しになりますが、既存の照明施設の更新でございますので、どちらかというと、言われる星空観察のスポットを例えばつくるとか、そういった考えの事業では、まず——この事業につきましてはそうではございませんので、よろしく申し上げます。

議員の言われるところは、今度、全体の町の観光に対する施策の中で検討事項に加えていくようなことがよろしいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 単なる更新だからというふうにおっしゃるんですけど、LEDにも照度が幾つかあるようなんです。ですから、そこはぜひ研究していただいて、やっぱり更新するからには、全面的に同じ照度で同じように明るっていくんじゃなくて、やっぱりこういう町民からの指摘があるわけですから、ぜひ、そこら辺はご考慮頂きたいなということは意見として申し上げておきたいと思います。

以上です。

議長（田中三江君） ほかにございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第21 議案第30号

議長（田中三江君） 日程第21 議案第30号 区域外道路の認定の承諾についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第22 請願第1号

議長（田中三江君） 日程第22 請願第1号 えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める請願書について、ご意見をお持ちの方の発言を許します。意見はありますか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び請願については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり各常任委員会へ付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午前11時23分 散会）